

「はい、こちら企業の
労働110番です」
電話は、とあるサービス
業の人事担当者からの
ご相談でした。
「自己都合退職の従業
員から、その退職理由を
聞かれてはほしいと
言っている。なぜその
ようなことを言つてくれる
のか……。また、こうい
った要望を受け入れても
問題ないだろうか？」
といふもの。

名北協会相談員日誌 53

どちか企業の 労働110番です



加藤社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤正人

従業員の退職理由（職安届出）留意点

離職者は自己都合退職
の場合、失業給付の受給
には3ヵ月間の給付制限
があり、すぐには受給で
きません。会社都合の場
合はその制限がなく、す
ぐに受給が可能です。ま
た、給付日数も自己都合退
職よりも多く



の離職者は自己都合退職
の場合、失業給付の受給
には3ヵ月間の給付制限
があり、すぐには受給で
きません。会社都合の場
合はその制限がなく、す
ぐに受給が可能です。ま
た、給付日数も自己都合退
職よりも多く

職票に記載する離職理由
は、実態通りのことを記
載しなければなりません。
これを会社都合として給
付制限無く、本来の給付
日数よりも多く受給する
ということは不正受給に
あたります。今回のご相
談では、職務の変更にな
じめず「辞めたい」と言
うことは不正受給にあ
ります。

した。こうした場合、離
職理由の判定は客観的な
書類等に基づき職安が行
います。まずは、事業主
側の認識で離職票を作成
して差し支えありません。
金を意識し、事実と異な
る届け出を行うことは法
に触れ、問題です。事実

通りに届け出ることを大
前提にして、その上で迷
われることもあるようかと
思います。ですが、そのような
ときはお気軽に当協会の
会員事業場専用無料相談
ダイヤル「企業の労働110番」
にご相談ください。

イラスト・森沢康代

ご相談をお寄せください

労務管理、安全衛生管理、労働
トラブル等にかかるご相談がござ
いましたら、下記までご連絡くだ
さい。事務局での面談、電話、
メール、FAXにて社会保険労務
士等の当協会専門職員が企業の立
場でお答えします。



企業の労働110番！
☎ 052-961-7110

FAX 052-961-9635
メールアドレス roumu@meihokurouki.or.jp

※当協会会員企業のみなさまは解決まで何度も、未入会の企業の方は初回のご来局に限り、無料でご相談が可能です。

一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室